

月刊 岩田会計 第 30 号

平成 21 年 7 月 1 日
税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

6 月 30 日にがん検診を受けてきました。

生まれて初めての体験でドキドキしましたが、大変だったのは、前日夜 9 時以降水分をとれないことと結構待たされたことぐらいです。バリウムも抵抗なく飲みましたし検診自体は思ったよりすんなり終了しました。1 か月ぐらいで結果が出るようですので異常がなければいいと思っています。皆様も体の管理はしっかりやっていきましょう。



【平成 21 年 7 月号】租税特別措置法

最近の経済情勢を踏まえて「租税特別措置法の一部を改正する法律」が可決され、施行されましたが知っておきたい内容が 2 点あります。

まず 1 点目は、贈与税の非課税枠 500 万円の創設です。22 年 12 月 31 日までと時限的ですが直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるための金銭の贈与で一定の要件を満たす時には当該期間を通じて 500 万円までは贈与税を課さないとされました。つまり、通常的基础控除が 110 万円ありますので 610 万円までは贈与税がかからないということになります。

また、この 500 万円非課税枠は相続時精算課税にも適用できますのでこの特例の 3500 万円控除に 500 万円を加えた 4000 万円までが相続時精算課税の適用対象になります。

2 点目は、交際費課税の拡充です。中小法人（資本金の額または出資金の額が 1 億円以下）で平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から交際費の定額控除限度額が 400 万円から 600 万円に引き上げられました。

運用面で細かな問題点や疑問点もこれから出てくると思います。適用にあたっては必ず専門家に相談してから実行するようにしてください。

岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。お気軽に声をかけてご相談ください。